

敦賀市行政財産の使用料に関する条例 (昭和49年10月4日条例第48号)

最終改正:昭和49年10月4日条例第48号

改正内容:昭和49年10月4日条例第48号[昭和49年10月4日]

○敦賀市行政財産の使用料に関する条例

昭和49年10月4日条例第48号

敦賀市行政財産の使用料に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により、行政財産の使用を許可する場合の使用料については、法令その他別に条例の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第2条 使用料は年額で定める。ただし、使用期間が1年に満たない場合については、使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に、使用許可の日数を乗じて得た額とする。

(使用料の算定)

第3条 土地及び建物の使用料は、次の式により算定した額とする。

(1) 土地 $((\text{当該土地の台帳価額} \times \text{使用面積}) / \text{当該土地の面積}) \times (3 / 100)$

(2) 建物

ア 建物敷地が市有地の場合

$((\text{当該建物の台帳価額} \times \text{使用面積}) / \text{当該建物の延べ面積}) \times (6 / 100) + ((\text{当該土地の台帳価額} \times \text{当該建物の建て面積}) / \text{当該土地の面積}) \times (\text{当該建物の使用面積} / \text{当該建物の延べ面積}) \times (3 / 100)$

イ 建物敷地が借地の場合

$((\text{当該建物の台帳価額} \times \text{使用面積}) / \text{当該建物の延べ面積}) \times (6 / 100) + ((\text{当該土地の借地料の年額} \times \text{当該建物の建て面積}) / \text{当該土地の面積}) \times (\text{当該建物の使用面積} / \text{当該建物の延べ面積})$

2 土地及び建物以外の使用料は、市長が定める額とする。

(使用料の納付)

第4条 使用を許可された者は、市の発行する納入通知書により、所定の期日までに納入しなければならない。

(端数計算等)

第5条 使用料の算定金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(加算金)

第6条 使用者が負担すべき必要経費は、次の各号に掲げるとおりとし、第3条の使用料の額に加算して徴収することができる。

(1) 電気及び電話料金

(2) 水道及びガス料金

(3) 冷暖房に要する経費

(4) 清掃に要する経費

(5) 保守管理に要する経費

(使用料の減免)

第7条 土地・建物の使用目的が、次の各号の一に該当するときは、使用料及び加算金を減免することができる。

(1) 他の地方公共団体、その他公共団体において、公用又は公共用に使用するとき。

(2) 災害、その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供するとき。

(3) 庁舎・病院等の施設を使用する者のために、当該施設の一部を福利厚生のに供するとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、市長において特に必要があると認めるとき。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に無償で使用させている行政財産に係る使用料は、当該契約の有効期間に限り、これを徴収しない。